空き家をなくそう！

近年、少子高齢化、人口減少などに伴い、空き家や危険家屋が増加しており、防災、防犯または生活環境の保全の観点から多くの社会問題が発生しています。

平成25年住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、全国の総住宅数6,063万戸のうち、空き家はおよそ319万戸で、5.3%を占めます（図1）。

今後も、空き家は増加を続けることが予想され、当市においても、早急な対策が必要となっています。

このため市では、平成26年12月、空き家の発生の予防から解消に向けた空き家等に関する対策を総合的に推進し、市民の良好な生活環境の確保を目的とした「弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を制定し、周辺地域に悪影響を及ぼしている建物の所有者などに対し適正に管理するよう助言・指導などを行っているほか、空き家の利活用を目的とした各種支援制度を設けています。ぜひご活用ください。

（図1）全国の住宅総数・空き家数の推移（住宅・土地統計調査〈総務省統計局〉）

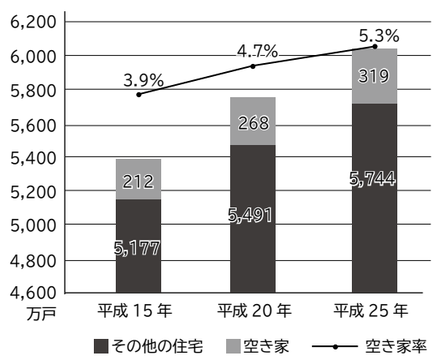

※別荘・賃貸用住宅・売却用住宅などを除く。

各種支援制度

■問い合わせ先　建築指導課（☎40・7053）

空き家・空き地バンク制度

市内の空き家や空き地を売りたい・空き家を貸したいという「所有者」と、買いたい借りたいという「移住・定住希望者や利活用希望者」との橋渡しを行う空き家・空き地バンクを開設しています。

▽**弘前市空き家・空き地バンクホームページ**　http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiya-bank/

空き家の発生を抑制するための特例措置

相続日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに空き家を譲渡したときに、確定申告をした場合、その譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができる制度です。

フラット35金利優遇制度

7月18日に住宅金融支援機構と協定を締結したことにより、空き家・空き地利活用事業費補助金および子育て世帯移住促進事業費補助金の受給者はフラット35借入の金利を当初5年間0.25%優遇されます。ただし、空き家・空き地利活用事業費補助金については、該当要件があります。詳細はお問い合わせください。

金融機関の優遇金利

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫では、空き家・空き地バンク登録物件を対象に住宅ローンなどの金利を優遇しています。詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。

空き家・空き地の利活用事業費補助金制度

空き家・空き地の購入、空き家の賃借、空き家の解体、動産の処分に対して補助金を交付します。

▽**補助対象物件**　空き家・空き地バンクに登録された住宅（併用住宅を含む）である空き家（敷地を含む）または住宅の建築が可能な空き地

▽**交付申請受け付け**　平成29年度予算の範囲内で受け付け（先着順）

▽**補助要件**　新築、購入、空き家の解体および動産の処分を行う場合、発注する業者は市内に本店を有する業者に限ります。また、請負契約・売買契約・賃貸借契約を締結する前に補助金の交付決定を受ける必要があります。このほかにも要件がありますので、詳しくは問い合わせを。

補助対象者	補助対象経費	補助金額	備　考
空き地を購入し新築する人	空き地の購入費用	補助率2分の1（限度額＝30万円）	子育て世帯は限度額10万円を、移住者は限度額10万円を上乗せ
空き家を購入する人	空き家（敷地を含む）の購入費用	補助率2分の1（限度額＝20万円）	
空き家を賃借する市外からの移住者	3年間分の賃借料	補助率2分の1（限度額＝25万円）	子育て世帯は限度額10万円を上乗せ
空き家所有者	解体費用	補助率2分の1（限度額＝50万円）	
	動産（家財）処分費用	補助率2分の1（限度額＝5万円）	

そのほか、子育て世帯の移住を応援する補助金制度

子育て世帯移住促進事業費補助金制度

市に転入する子育て世帯を対象に、住宅の新築、購入に対して補助金を交付します。

▽**交付申請受け付け**　12月28日まで

※平成29年度予算の範囲内で受け付け（先着順）。

▽**補助要件**　新築、購入の発注業者は、市内に本店を有する業者に限ります。また、請負契約・売買契約を締結する前に補助金の交付決定を受ける必要があります。このほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合せください。

■問い合わせ先　ひろさき未来戦略研究センター（☎40・7121）

補助対象者	補助対象経費	補助金額	備　考
市外からの移住者で、高校生以下の子どもが2人以上いる世帯の人（子育て世帯）	新築住宅の施工、購入費用	補助率2分の1（限度額＝50万円）	土地の購入費用や外構工事の費用などは除く
	中古住宅の購入費用	補助率2分の1（限度額＝40万円）	